

事業承継税制の拡充

ご要望内容

IV. 1. 中小企業の事業承継税制

非上場株式等について相続税の納税猶予及び免除の特例がありますが、要件に雇用の8割の維持が要件となっているなどの実情に合わないため、要件緩和を要望致します。

事業承継税制の拡充

平成25年度税制改正において、制度の利用促進を図る観点から、相続税等の見直しに併せ、雇用要件について以下の見直しを実施(平成27年1月施行)。

雇用の8割以上を5年間「毎年」維持 → **雇用の8割以上を5年間「平均」で評価** 等(※)

- (※) ○後継者は先代経営者の親族に限定 → 親族外承継を対象化
○先代経営者は贈与時に役員を退任 → 先代経営者が代表者を退任(役員として残留)

(参考)事業承継税制の概要

※経済産業大臣の認定件数 相続 670件、贈与 352件(平成20年10月～平成27年3月末)

事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

(注)相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

(注)贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。